

[事案 2021-340] 新契約無効請求

・令和 4 年 10 月 17 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 7 月に乗合代理店を通じて契約し、令和 3 年 12 月に解約した豪ドル建個人年金保険および米ドル建個人年金保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料と解約返戻金額の差額を返還してほしい。

- (1) 募集人から、為替リスク・為替手数料・解約返戻金額等が記載された表で説明され内容を理解したものの、「貯金のようなもの」とも説明されたため、契約した。
- (2) 仕事を辞める予定であることを募集人に伝えていた状況で、ハイリスクの商品を勧められ契約した。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人に対し各契約の資料を交付し意向確認を行っており、保険業法上、必要な説明を行っているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。